

北海道国立大学機構研究データポリシー

令和6年12月24日制定

(趣旨)

- 1 北海道国立大学機構（以下「機構」という。）は、「研究という「道」を突き詰め、北海「道」の明るい未来への「道」を切り拓いていくことへの挑戦」を理念に掲げている。

この理念のもと、研究データを適切に管理し研究データの価値を守り優れた研究を行うこと、研究データの公開により研究成果を、社会に還元し、機構の理念を実現することを目的として、機構における研究データの管理等に関する基本方針を示した研究データポリシーを以下のとおり定める。

(研究データの定義)

- 2 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、機構の研究活動の過程で収集または生成された成果物を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者)

- 3 本ポリシーにおいて、研究者とは、役員、教職員、学生、研究員など、機構において研究活動に携わる全ての者のことをいう。

(研究データの管理)

- 4 研究者は、自らが収集・生成した研究データの管理を行う権利を有するとともに、関係する法令、機構が定める規則、契約、倫理規範等に従って適切に管理する責務を有する。

(研究データの公開)

- 5 研究者は、関係する法令、機構が定める規則、契約、倫理規範等に従って、可能な限り研究データを公開し、その利活用を促進する。

(機構の責務)

- 6 機構は、研究データの管理・保存・公開および利活用を支援する環境の整備を推進する。

(その他)

- 7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。